

平成29年第2回大月市農業委員会委員総会会議録

開催日時 平成29年2月24日（金） 午後2時00分から

開催場所 大月市民会館4階会議室

出席委員

会 長	1 番	宮 咲 寛也
委 員	2 番	西 村 恒男
	3 番	志 村 喜光
	4 番	平 井 美孝
	5 番	今 泉 治通
	8 番	小 宮 山 篤
	9 番	小 林 恒雄
	11 番	久 嶋 良元
	12 番	古 田 政義
	13 番	米 山 義一
	14 番	渡 邊 克典
	15 番	天 野 千明
	16 番	小 宮 文男
	17 番	和 田 廣行
	18 番	小 林 良次
	19 番	梶 原 勝
	20 番	鈴 木 章司
	21 番	金 井 信

欠席委員	6 番	萩 原 剛
	7 番	蔦 木 正彦
	10 番	小 俣 昭男

1 互礼

2 開会

ただいまから平成29年第2回大月市農業委員会委員総会を開催致します。

3 会長挨拶

皆さんこんにちは。本日は平成29年第2回大月市農業委員会委員総会を招集致しましたところ、何かとご多用の中繰り合わせご出席を賜り御礼を申

上げます。

さて、今月は農林水産省経営局長の通知を受け、市長より依頼のあった課税台帳上原野となっている農地が農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断のため、8日、9日の両日と17日、21日にかけて該当する45筆について、各々の担当委員さん立ち合いの元に現地調査を実施しました。担当地区の委員さんには大変ご苦勞様でございました。また、20日には農業委員会だよりの第2回編集委員会が実施されたところでございます。大変ご苦勞様でございます。

変わって、皆様方に一枚もので配布しておりますけれども、これは山日新聞を切り抜いたものでございます。2月12日付けの山梨日日新聞によりますと、農林水産省の8年ぶりに公表した平成26年の山梨県の農業者所得は、797億円でトップは笛吹市の192億円であります。大月市は1億1千万円で、県内27市町村の22位、占有率でいいますと0.13%であります。何かの参考になればと思います。

本日の案件は農地法第3条案件が2件、農地法第5条案件が1件、非農地証明交付申請が1件、耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの件、地籍調査事業における地目認定についてであります。

本日の総会がスムーズに進行されますようお願いを申し上げ、挨拶と致します。

4 開会宣言

宮咲会長 本日は萩原剛委員、蔦木正彦委員が欠席という連絡を受けていますが、小俣昭男委員が少し遅れるようでございます。農業委員会等に関する法律第27条の3項によります定数に達しておりますので、総会の成立を宣言致します。

5 議長選出

事務局 大月市農業委員会会議規則第3条に基づき議長を会長にお願いします。

6 議事録署名委員の指名

議長 5番 今泉 治通 委員 8番 小宮山 篤 委員を指名する。

7 議案審議

議長 日程第7、これより議案審議を行います。

議案第2号、農地法第3条の規定による返戻願に対し許可を求める件。

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。農地法第3条の規定により許可を受けた件について返戻の願いがあったので意見を求める。議案第2号

番号1につきまして、担当委員がまだみえておりません。それでは、担当委員がまだみえておりませんので番号2について、担当委員の説明を求めます。久嶋良元委員お願い致します。

久嶋委員 それでは、議案第2号番号2の説明をさせていただきます。3頁を参照しながら、議案第2号番号2について、内容を説明致します。

3頁をお開きいただきたいと思います。

この案件は、平成28年第12回大月市農業委員会委員総会において議決し、平成28年12月26日付で許可書を交付した農地法第3条農地の使用貸借による許可書の返戻願いです。申請地は〇〇町〇〇字あまる〇、地番×××番、地目畑、面積は130㎡。もう一筆、〇〇町〇〇字〇〇、地番×××番×、地目畑、面積260㎡です。

譲渡人は●●●●、住所は横浜市〇区〇〇×丁目××番×号、譲受人は●●●●●●●●、住所は甲府市〇〇町××番地×です。

返戻理由でございますけれども、譲受人の●●●●●●●●さんが息子の事業を手伝うことになり、息子夫婦と同居し、家の一部を使って事業をするので、申請時に予定していた〇〇字〇〇に転居して農業をすることができなくなったというふうなようです。私が聞くとところによると息子さん夫婦が整体の国家試験を取って、●●●●●●●●さんの家が大きくて便もいいので、そこで開業することになって、〇〇に転居して農業をすることができなくなったと聞いています。

許可の返戻をする土地の利用計画は、譲渡人●●●●●●さんが引き続き購入してくれる方を探すとのことでございます。12月に申請して2ヶ月後に返戻することになり、申請人は非常に恐縮しておりました。以上です。

ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長 ただいま、担当委員の説明が終了致しました。久嶋委員さんご苦労様でした。ただいまの説明に対しまして質疑がありましたら、挙手の上、指名を受けてからの発言としてください。何か質疑ございますか。

(異議なしの声)

異議なしの声がありますので、質疑を打ち切ります。これより裁決を行います。返戻願いを許可してもよろしい方は挙手願います。

はい、ありがとうございます。全会一致で許可と決定致します。

それでは、議案第2号番号1につきまして、事務局より説明をお願いしたいと思います。

が〇〇〇、こちらが〇〇です。現況は雑木が茂っています。この水路を境にこちらが〇〇側で、こちらが〇〇〇側です。ここも非農地という判断をさせていただきました。よろしいでしょうか。

それでは、次でございます。〇〇町〇〇〇字〇〇〇×××番×、×××番、×××番、字〇××××番×でございます。これは国道20号で、ここからが県道〇〇〇〇線になっております。ここは●●●●とJRの線路に挟まれた場所になります。形状は埋め立てになっておりまして、×××の×、×××、×××でちょっと離れた所に字名は違いますがここに××××でございます。こちらが〇側で埋め立てた斜面になっており、農地としては使いにくいかとの印象を受けました。もう一か所がこの三角、ここに橋が架かっておりまして、この三角の部分が××××になります。ここも埋め立てられた所で、地中に何が混ざっているか分からないこと、形状が斜面であることから農地として使えないだろうということで非農地という判断を致しました。よろしいでしょうか。

次でございます。〇〇町〇〇〇字〇××××番×及び××××番×。これは県道〇〇〇〇線の〇〇〇のちょうど下、ここに●●●●がありますが、●●●●の駐車場に使われています。形状は、ここが真r〇〇の〇〇〇、この位置です。既に駐車場として使われている状況です。砂利も敷き込まれておりまして、農地に戻すのは不可能ではと非農地の判断をしました。よろしいでしょうか。

次は〇〇町〇〇〇字〇〇〇××××番、××××番、××××番でございます。〇〇の奥になりまして、ここが広域事務組合のごみ焼却施設、こちらが森林組合のプレカット工場、ここが〇〇〇という沢ですが、ここから大分入った位置になります。形状はこちらが手前になり、こちらが奥になります。現地は木が生い茂って山林化しています。農業機械の入れる場所ではなく、山林化して農地には戻せないということで非農地の判断をしました。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

次に〇〇町〇〇〇字〇〇〇〇××××番でございます。ここは〇〇〇で〇〇駅の南側というか裏を入ったこの位置にあります。形状はこれで、結構広いです。桧が植えてありまして、植えてからあまり経っていない状態です。判断としては、まだ、非農地に至らないので農地としました。木が20年、30年経った時点で非農地証明ということになるのではと思います。農地ということでよろしいでしょうか。

久嶋委員 農地にはならないんじゃない。

事務局 農地にはならないですが山林ではないです。現段階では農地です。

小林委員 昔はそこはなんだったんだね。

議 長 田んぼです。

事 務 局 台帳は畑になっています。

志村委員 所有者の意見はございますか。今のは判断だけですね。申し合わせてみたらどうですか。

事 務 局 元に戻す気持ちはないと思いますけれども、今の状況だと転用もできないですし、こういう例を非農地にしてしまうと他も全部非農地にしなければならぬという状況になります。

久嶋委員 現地に行ってみて。

事 務 局 現況からすると非農地にするにはまだちょっと早いかと。

小林委員 あと少し待たなきゃ駄目かね。農振はかかってない。

事 務 局 はい。

梶原委員 道路は。

事 務 局 道路はここです。道路に沿っています。

梶原委員 場所的にはいい場所だね。

事 務 局 場所はいいです。日当たりもいいですし。

議 長 木を植えて20年以上という基準もございますし、これはおそらく10年は経ってない状況ですので、これを非農地とするわけにはいかないと判断をしたところでございます。

事 務 局 よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

次ですが、〇〇町〇〇〇字〇〇×××番。これは〇〇の〇〇〇がここにありまして、〇〇〇のすぐ上です。形状は、これが〇〇〇でここになります。栗の木が整然と植えられておりまして、農地と判断しました。下草もちゃんと管理してありましてきれいな…

小林委員 この所有者はしっかりしてありましてきれいにしています。

事務局 ここは見たとおり農地でよろしいでしょうか。

次ですが、〇〇町〇〇〇字〇〇〇〇×××番、×××番、×××番。〇〇の奥になりますが、ここが〇〇〇〇になります。鉄塔の下、この位置になります。公図上は××××、××××、××××が並んでいます。現地は既に山林化しています。杉の木ですが樹齢50年以上経っており、非農地という判断をしました。よろしいでしょうか。

次は〇〇町〇〇字〇〇〇×××番×、×××番、×××番×でございます。これは〇〇〇ですので中央道の上になります。この辺がいなだ屋です。ここは広域事務組合の最終処分場跡地で現在ソーラーパネルが設置されております。公図上は×筆繋がっております。笹竹が茂っておりまして、農地に戻すのは困難であり、非農地の判断をしました。よろしいでしょうか。

同じく〇〇字〇〇×××番であります。〇〇〇と〇〇のちょうど間、〇〇〇沿いにあります。この位置です。ここは耕作がされている平らな部分です。場所は斜面です。雑木が茂っており、農地に戻せないと思いますので非農地と判断しました。よろしいでしょうか。

次は同じく〇〇字〇〇〇×××番、×××番、×××番内×。ここに××××と××××、ここは1745番内2です。JRの線路を越えて、こちらが××××と××××の写真です。こちらが××××番内×の写真です。鈴竹が茂ってありまして農地に戻せないで非農地。××××と××××は農地に戻せるので農地と判断しました。よろしいでしょうか。

次も同じく〇〇字〇〇×××番、×××番、×××番、×××番×1、×××番×、×××番×、×××番×。●●●●●●の裏になりますが、こんな形状です。●●の裏は雑木が茂っていて農地に戻せない非農地の判断、×××番と×××番×です。他は農地に戻せる農地の判断です。よろしいでしょうか。

〇〇町〇〇字〇〇〇×××番×、×××番×、×××番×です。×××番×はここになります。×××番と×××番×はここです。×××番×ですが、竹が茂っております。整理されています。×××の方は農地として

使われています。この×筆については農地という判断をしました。×××番×の竹も下刈りがしてあり、きれいに管理されていますので農地と判断しました。よろしいでしょうか。

次が〇〇×丁目字〇〇×××番、×××番、×××番×です。これは〇〇〇〇〇の〇〇側で〇〇〇番が〇側、〇〇〇番、〇〇〇番〇がこの家の裏側にあります。片方は雑木がもう片方には笹竹が生い茂っておりまして、農業機械も入るのも困難です。非農地の判断をしました。よろしいでしょうか。

〇〇〇×丁目字〇〇〇×××番です。●●●●の前、〇〇の〇〇〇の端になります。この位置になります。形状はこんな所です。埋め立てられていまして、崖沿いのこの位置になります。農地に戻すのは難しいだろうと非農地の判断をしました。よろしいでしょうか。

次に〇〇町〇〇字〇〇〇〇×××番及び×××番です。ここが〇〇〇〇〇です。〇〇〇〇〇の横を入りまして、この位置になります。現状は畑になっております。耕作されております。非農地ではない農地です。よろしいでしょうか。

次に〇〇町〇〇字〇〇××番。ここは、●●●●ができました。こちらが〇〇〇〇の〇〇の〇〇になります。ここを入れてすぐのここになります。草刈りもしてあり、非農地ではなく農地と判断します。よろしいでしょうか。

次が〇〇町〇〇字〇〇×××番×。●●の〇〇〇〇の向かい側になります。ここが国道20号です。ちょうど法面になります。この位置です。法面ですし、この辺には野菜が植えてありますが、農地として使うのは難しいと非農地と判断しました。(異議なしの声)

〇〇町〇〇字〇〇〇〇×××番×です。ここが〇〇の入口で、ここにアパートがありまして、この位置になります。ここに沢があります。現状は竹が茂っており農地に戻すなら戻せるかなと思いますが、委員各位の意見を伺いたいと思います。(「農業機械が入れるの」との声)

ここが市道です。急斜面でもない、日影でもない平地です。赤道はありますが所有者の違う土地を通らないと入れないと思います。

久嶋委員

●●●●さんという方のご主人がとっくに亡くなっていて、今東京に住んでいるんだよね。鳥沢にはもう家がないですから永久に農地になりません。

事務局

上からの航空写真を見ても相当荒れています。非農地という判断でよろ

しいでしょうか。

最後になります。〇〇町〇〇〇字〇×××番内×でございます。場所は、ここに〇〇〇があります。こちらに〇〇〇があります。線路を挟んで法面になります。写真でもお分かりのとおり、竹も茂っておりますし、法面です。非農地と判断します。よろしいでしょうか。

以上です。

議長 ただいま平山さんの方からプロジェクターを使っての写真による一筆一筆の判断を皆さんにさせていただきました。こちらのリストに書いてあるとおり皆さん方の判断ということで決してよろしいですか。

(はいの声)

それでは、リストに記載されているとおり農業委員会としての判断とさせていただきます。

続きまして、議案第6号、地籍調査事業における地目認定について、担当より説明を願います。これもプロジェクターによって担当が説明を行いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

地域整備課 私、大月市役所地域整備課の井上と申します。よろしくお願ひします。本日は、地積調査事業における地目の関係の照会ということでお時間をいただきました。

地籍調査事業につきましては、皆さんご存知の方もいらっしゃるかと思ひますが簡単に説明をさせていただきます。法務局に収められている公図という土地の境界を確定する地図があります。これが明治の当初に作られたもので精度がよろしくないものになっております。それを今の測量技術で正確なものにしていくという事業です。その事業の中で地目の判定を行っておりまして、現況そのような土地の使われ方をしているのか、今後、判定を行っていくんですが、この中で登記されている地目が田・畑となつているところが現況変わつてしまつているところがあります。

今回見ていただきたいのが鳥沢の上の大窪地区になります。これは我々の作りました地積図、集積図になるんですが、これも地籍調査の成果として法務局に納めると公図の代わりになります。ここがずっと高速道路になります。高速道路を上つて行きますと、ここに鳥沢の幼稚園があります。上つて行つて峯沢から大窪に上つて行きますと、ここに公民館があります。更に上つて行きますと、これがウエルネスパークの方に続いて行く道があ

ります。今、現在色を塗った箇所、これが全部田・畑から違う地目になってしまうところになります。地籍調査をやるたびに農業委員さんに確認していただいているんですが、一番問題になるのが宅地の部分、田・畑から宅地が変わってしまっているというところなんです。この図でいくと紫色のところですね。紫色のところはちょこちょここのように出てくるんですが、こういう畑のところは家に入っていく道を宅地と判定しますので、ここにちょっと細かいものが出てきます。大窪の公民館も元々は畑という地目になっているんですけど、建物が建っていることから宅地という判定をさせていただきます。

それ以外、だいたい道の形状になってしまっているところ、これは公衆用道路の扱いになっているんですけど、我々の方で判定すると田・畑ではない。家も最近建てたというものではなくて、随分昔から使われているようなところになります。登記地目が農地で、現状が農地以外の地目の場合は、農業委員さんの判断をいただき法務局へ提出となりますので、今回照会をして、皆さんに判断をお願い致します。

議長 　　ただいま、地域整備課の井上担当の方からプロジェクターを使っての現状の使用されている形状について、このまま認定をしていただきたいということだと思いますけれども、よろしゅうございますか。既に畑が宅地になって、家が建っていると登記簿どおりになっていないところがそれだけあるわけですね。それを現状に合わせるということで承認していただければ法務局の方へ届け、地目を変えるということですね。

　　ただいま説明がございましたとおり現状がそんなふうになっているということだと思いますけれども、説明のとおり承認をしてよろしいでしょうか。

（はいの声）

　　それでは、ただいまの説明のとおり認定ということで裁決をしたいと思えます。

　　はい、ありがとうございました。

8 報告事事項

議長 　　続きまして、日程第8、報告事項を議題と致します。転用確認証明交付に対する報告を事務局より報告願います。

事務局 　　転用確認証明交付に対する報告。平成29年1月11日から平成29年2月10日。

番号1、所在、〇〇町〇〇字〇〇、地番×××の×、地目、台帳畑、現況宅地、地積500㎡、申請者、大月市〇〇町〇〇×××番地×、●●●●一、許可年月日、平成26年10月16日、許可番号、富東農第×の×の×号、転用目的、個人住宅、交付年月日、平成29年2月17日。

番号2、所在、〇〇町〇〇字〇〇、地番××××の×、地目、台帳畑、現況宅地、地積128㎡、申請者、大月市〇〇町〇〇×××番地、●●●●●●、許可年月日、平成28年10月19日、許可番号、富東農第×の×の××号、転用目的、個人住宅、交付年月日、平成29年2月17日。

番号3、所在、〇〇町〇〇字〇〇、地番×××の×、地目畑、現況宅地、地積100㎡。もう一筆、所在、〇〇町〇〇字〇〇、地番×××の×、地目、台帳畑、現況宅地、地積252㎡、申請者、大月市〇〇町〇〇×××番地、●●●●●●、許可年月日、平成28年8月16日、許可番号、富東農第×の×の××号、転用目的、個人住宅、交付年月日、平成29年2月17日。以上です。

議長 他に何かございますか。

ないようですから、全ての質疑を打ち切ります。本日の全日程を終了と致します。職務代理より閉会宣告をお願い致します。

職務代理 それでは、全ての案件の審議が終了しましたので、これをもちまして平成29年第2回大月市農業委員会委員総会を閉会と致します。お疲れ様でした。

10 閉会時刻 同 日 午後 3時05分

11 解散時刻 同 日 午後 3時10分

事録署名委員